

第1号訪問事業 単価一覧表

【訪問型サービス費】

類型	サービス区分		単価（単位）	利用回数の上限	
	利用対象	利用頻度・時間			
指定相当訪問型	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度・月額	1,176単位 /月	—	
		週2回程度・月額	2,349単位 /月	—	
	要支援2	週2回を超える程度	3,727単位 /月	—	
	事業対象者、 要支援1・2	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	45分未満	205単位 /回	—
			45分以上60分未満	277単位 /回	—
			60分以上	287単位 /回	—
	生活援助中心	生活援助中心	20分以上45分未満	179単位 /回	上限2,349単位/月 (要支援2は上限3,727単位/月)
45分以上			220単位 /回	上限2,349単位/月 (要支援2は上限3,727単位/月)	

加算		単価（単位）	
中山間地域等提供加算		+ 所定単位×5/100 /月	令和7年4月から適用開始
初回加算		+ 200単位 /月	
生活機能向上連携加算	(I)	+ 100単位 /月	
	(II)	+ 200単位 /月	
口腔連携強化加算		+ 50単位 /月	1月に1回まで
介護職員処遇改善加算	(I1)	+ 所定単位×270/1000 /月	
	(I2)	+ 所定単位×287/1000 /月	
	(II1)	+ 所定単位×249/1000 /月	
	(II2)	+ 所定単位×266/1000 /月	
	(III)	+ 所定単位×207/1000 /月	
	(IV)	+ 所定単位×170/1000 /月	

※「所定単位」は、訪問型サービス費及び初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算、同一建物減算により算定した単位数の合計。

減算	減算率	
高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算	
業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算	令和7年4月から適用開始
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数×90/100	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数×85/100	
事業所において前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたもの	所定単位数×88/100	令和6年11月から適用開始